

区分	D 厨芥・動植物性残さ類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 臭気を発しないようにすること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
固形食品類	肉・野菜・菓子・ラーメン・果実・おから・骨・卵・卵の殻・缶詰及び瓶詰めの中身、アイスクリーム		可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)。食料品、医薬品、香料製造業から生じるものは搬入禁止	工場2トン
魚介類			水切りを十分に行い、可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下) 食料品、医薬品、香料製造業から生じるものは搬入禁止	工場300kg
種・苗			土砂等を除去すること 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
ペットフード			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
海藻・藻類			土砂等を除去すること 水切りを十分に行うこと 食料品、医薬品、香料製造業から生じるものは搬入禁止	工場2トン
ペースト状食品類	ソース・マーガリン・ヨーグルト・バター・ケチャップ・マヨネーズ	(プラスチック製容器入り及び容器内部がアルミコーティングされているもの)	液状及び米ぬかの場合、事業者による搬入は不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
		(上記以外)	液状及び米ぬかの場合、事業者による搬入は不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
粉末食品	砂糖・小麦粉・米ぬか(乾燥したもの)		米ぬかの場合、事業者による搬入は不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
配合飼料			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
食用油			事業者による搬入は不可。ウエス、紙類に含ませること(液状のままのものは搬入禁止)	工場300kg